

ブロック塀の安全点検について

ブロック塀の構造は、建築基準法施行令等で基準が設けられています。建築基準法に適合しないブロック塀や、老朽化したブロック塀は、地震時には倒壊するなどし、避難や救助・消火活動の妨げとなることがあります。ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任であり日頃からの点検が大切です。点検方法等の詳細については、市ホームページ（ブロック塀の安全点検について）をご覧ください。
問い合わせは 危機管理課（☎22-9191）または住宅・建築課（☎22-3431）へ

8/29(水) Jアラートによる情報伝達試験を実施

全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した全国一斉情報伝達試験（第2回）が、次の日程で実施されます。本市では、これに併せて、防災行政無線とケーブルテレビの自主放送チャンネルでの試験放送および登録制メールによる試験配信を行いますので、ご協力ください。
日時 8月29日(水) 11:00頃
 ※気象・地震活動の状況等によって中止することがあります。
問い合わせは 危機管理課（☎22-9191）へ

介護・ながいき課からのお知らせ

介護サービス利用時の負担割合の変更について

介護サービスの費用負担割合は、1割または一定以上所得のある方は2割です。2割の方のうち平成30年8月から本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上の場合463万円以上の方は3割の費用負担割合となります。

介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険施設（短期入所を含む）の居住費・食費の負担額は、世帯全員（別世帯の配偶者も含む）が市民税非課税かつ、預貯金等が単身1000万円、夫婦で2000万円以下の方を対象に減額されます。該当される方は、介護・ながいき課の窓口で申請してください。現在、認定証を交付されている方も、8月以降引き続き減額を受けるためには、8月中の申請が必要です。

ねたがり高齢者見舞金支給申請の受付について

▼平成30年4月1日現在において、年齢が満65歳以上の方
 ▼同年9月1日現在において、市内に1年以上居住している方（施設入所または長期入院等を除く）
 ▼老衰等のため3カ月以上ねたがり状態にあり、今後その状態が継続すると認められる方
 ▼介護保険法の規定による要介護状態区分が要介護3から要介護5までの方またはこれに相当すると認められる方
支給金額 6千円（年1回）
申請方法 8月13日(月)までにお近くの民生委員にお申し出ください。
問い合わせは 介護・ながいき課（☎22-1793）へ

こども相談室からのお知らせ

児童扶養手当現況届の提出

該当事者の方には「現況届お知らせ通知書」を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

提出期間 8月1日(水)～31日(金)
提出場所 こども相談室（市役所1階 3番B窓口）

現況届は面接による受付となります。窓口混雑回避のため、受付日を地区割りで設定していますので、協力ください。提出に必要なもの、くわしい日程等は「現況届お知らせ通知書」をご確認ください。

ハローワーク阿南臨時窓口

8月7日(火)、22日(水)の2日間、市役所1階に臨時窓口を設けます。仕事に関する相談のある方はご利用ください。

児童手当現況届の提出はお済みですか

現在受給中の方も現況届の提出がない場合は、6月分からの児童手当を受給することができません。未提出の方は、8月31日(金)までに提出してください。

提出先 こども相談室または各支所、各住民センター
問い合わせは こども相談室（☎22-1677）へ

特別児童扶養手当、特別障害者手当および障害児福祉手当等の受給者は所得状況届を忘れずに提出してください

毎年所得や養育の状況などを提出する必要があります。現在支給停止中の方も、前年分所得によっては受給できる場合がありますので、提出してください。提出がない場合、8月分以降の手当が受給できなくなります。

提出期間 8月10日(金)～9月11日(火)
提出先・問い合わせは 福祉課（☎22-1592）へ

上級救命講習

消防本部では、救急医療週間（9月9日(日)～15日(土)）に合わせて、上級救命講習を実施します。もしもの時のために応急手当の基本（心肺蘇生法・AED使用法等）を学びませんか。

日時 9月9日(日) 9:00～18:00（8時間）
対象 市内在住の中学生以上、または市内勤務の方
場所 消防本部3階 ホール
定員 30人

（先着順で、定員になり次第締め切ります）
受付期間 8月1日(水)～31日(金)
申込み・問い合わせは 消防本部（☎22-1120）へ

量水器の位置確認の調査にご協力ください

上水道施設の適正な管理と漏水等の復旧作業を迅速にできるようにするため、立ち入り調査を行い水道情報管理データの整備をしています。調査を行う際は事前にお知らせしますので、ご協力ください。

調査対象地区 阿南市全域
調査内容
 ▶道路内の水道管の埋設位置や弁柱類の調査
 ▶各戸の量水器の位置確認
期間 8月上旬～平成31年1月末日まで
 ※調査員は阿南市水道部委託者の腕章をつけ、調査業務従事者の証明書を携帯しています。ご不明な点がありましたらお尋ねください。
問い合わせは 水道課（☎22-3295）へ

地域の新しい力となる

地域おこし協力隊だより

vol.16

椿地区ならではの海鮮 BBQ♪

助田 光穂さん（椿地区）



営業時間
 月曜日：定休日、火～土：19:00～、日曜日：10:00～
住所 椿町加茂前8番地1
 Facebook「BBQハウスCAMELLIA」で検索
問い合わせは 助田（☎080-5634-9260）へ

地域おこし協力隊の活動を紹介するコーナー。毎回、隊員が活動内容や地域の魅力を発信します。

若者交流と地産地消を目的に、椿地区に昨年オープンしたBBQハウス【CAMELLIA（キャメリア）】今年も海鮮BBQをメインにリニューアルオープン!!

利用料
 1人 1,000円（中学生以上の学生700円、小学生500円）
 火起こし、後片付け、お皿やコップ等の準備は一切不要です！
海鮮メニュー ★2～3人前 3,000円より、
 事前予約時（1週間前）に岩ガキ・大アサリ・サザエ・えび・イカ等から選べます。

ドリンク（別途）
 ビール1杯350円、ソフトドリンク1杯100円
その他
 必要な食材（肉や野菜、おにぎり、調味料等）は全てお持ち込みください。



人権教育・啓発

●第3回阿南市人権教育・啓発市民講座
日時 8月21日(火) 14:00～15:30
場所 文化会館2階 研修室
演題 部落差別の現状と解消について
 ～「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立より～
講師 部落解放同盟徳島県連合会 書記次長 福井裕次さん
 ※託児あり（要申込み：8月13日(月)まで）
 ※お車で越しの方は、乗り合わせにご協力ください。

●徳島インディゴソックスと連携・協力した人権啓発活動
 徳島インディゴソックスの試合当日に、人権啓発活動として、啓発物品の配布などを行います。
日時 8月31日(金) 17:00～（18:00試合開始）
 ※観戦には別途入場券が必要です。悪天候等による試合中止の場合は9月5日(火)となります。
場所 JA アグリあなんスタジアム

問い合わせは 人権・男女参画課（☎22-3094）へ

食生活改善推進員養成講座 受講生募集

～地域における食育活動を推進するボランティアとして～

対象 市内在住で全講座を受講し、終了後食生活推進員（愛称：ヘルスメイト）として活動していただける方
内容 食生活改善推進員としての基本講義と調理実習など
日程 ① 9月 7日(金) 9:30～14:30
 ② 14日(金) 9:30～12:00
 ③ 28日(金) 9:30～14:30
 ④10月12日(金) 9:30～12:00
場所 ①③は、ひまわり会館、②④は、健康づくりセンター
募集人数 15人 ※事前の申込みが必要です。
申込締切日 8月27日(月)
参加費 無料

問い合わせは 保健センター（☎22-1590）へ

物品購入等の指名競争入札 参加資格審査申請書 (追加申請)を受付

平成30・31年度に市が発注する物品購入等の指名競争入札に参加を希望される方は、「指名競争入札参加資格審査申請書」を提出してください。ただし、平成30年1月11日から2月9日までの間に申請された方は不要です。

提出期間 8月1日(水)～31日(金)(土、日曜日を除く)

物品購入等の種類 備品、消耗品類および原材料品(工用原材料を含む)など

提出先・問い合わせは 総務課(☎22-3804)へ

平成30年度就学義務猶予 免除者等の中学校卒業 程度認定試験について

試験期日 10月25日(木)

願書受付期間 8月20日(月)～9月7日(金)

受験案内配布期間 9月7日(金)まで

※徳島県教育委員会および文部科学省で配布します。

問い合わせは 学校教育課(☎22-3390)へ

人権啓発標語・ポスターおよび人権作文を募集

同和問題をはじめとする女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がい者の人権など、さまざまな人権問題の解決をめざす啓発活動の一環として人権啓発標語・ポスターおよび人権作文を募集します。

応募資格 阿南市民、阿南市内の事業所に勤務する方(以下「企業」という。)、阿南市内の学校に通学する児童・生徒

応募部門 【小学校】①低学年(1・2年)部門②小学校特別支援学級・支援学校小学部低学年(1・2年)部門③中学年(3・4年)部門④小学校特別支援学級・支援学校小学部中学年(3・4年)部門⑤小学校高学年(5・6年)部門⑥小学校特別支援学級・支援学校小学部高学年(5・6年)部門【中学校】⑦中学校部門⑧中学校特別支援学級・支援学校中学部部門

【高等学校】⑨高校・高専部門 ⑩支援学校高等部部門 【一般】⑪市民(企業・PTA会員・個人を含む)部門

応募規定 作品は自作、未発表で、ほかに応募していないものに限ります。また、共同で制作した作品は応募できません。標語・ポスター・作文ともに、1人につき各1点までの応募とさせていただきます。

所定の応募総括表と応募用紙に記入の上、ご応募ください。ポスターは、四つ切り画用紙を使用してください。作文は400字詰原稿用紙を使用してください。小学生は3枚程度(低学年は2枚程度)、それ以外の方は4枚程度とします。ポスター・作文ともに、応募要項を参照の上、所定の用紙に記入し、ご応募ください。

(応募用紙等は人権・男女参画課に備え付けています。また、市ホームページからダウンロードできます。)

応募締切期限 9月5日(水) 17:00(必着)

審査方法および発表 審査会で最優秀・特選・入選を決定し、最優秀・特選については、本人または、学校、企業等の人は所属する団体に通知します。

表彰等 最優秀および特選に選ばれた作者には、人権フェスティバルで開催する表彰式で賞状および賞品の贈呈を行う予定です。また、人権作文の最優秀作品は表彰式当日に発表していただく予定です。なお、最優秀・特選作品は、市ホームページで紹介するほか、人権フェスティバル等での展示、人権教育・啓発資料や物品等に活用させていただきますので留意のうえ応募ください。

提出先・問い合わせは 人権・男女参画課(☎22-3094)へ

阿南市男女共同参画審議会 「公募委員」を募集

本市では、男女共同参画の推進について「阿南市男女共同参画審議会」を設置し、審議をいただいています。現在の審議委員の任期が今年9月末で終了することに伴い、新たに公募委員を募集します。

応募資格 次の要件すべてに該当する方

▶市内在住の18歳以上(平成30年4月1日現在)
▶阿南市の男女共同参画推進について関心のある方

▶平日の会議(年2～3回程度)に出席できる方
▶市が設置した他の審議会等の委員でない方

▶国・地方公共団体の議員および常勤公務員でない方

募集人員 3人以内

任期 平成30年10月1日から2年間

応募方法 所定の応募用紙(人権・男女参画課備え付けまたは市ホームページ掲載)に必要な事項を記入し、「阿南市における男女共同参画の推進に対する考え方および応募の動機」(様式自由800字程度)を添付の上、人権・男女参画課まで提出してください。郵送、ファクスまたは電子メールでも受け付けます。

選考方法 阿南市男女共同参画審議会公募委員選考委員会で審査し決定します。なお、応募書類については返却しませんのでご了承ください。

募集期間 8月6日(月)～24日(金) 17:00(必着)

提出先・問い合わせは

〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 人権・男女参画課(☎22-7401・FAX22-4785)へ
e-mail:jinken@anan.i-tokushima.jp

年金相談コーナー

Q

国民年金に加入している夫が病気で亡くなりました。これまで夫の収入だけで生活していたので、これからの生活が不安です。なにか受けることができる年金はありませんか。

A

国民年金加入中の方や老齢基礎年金を受取る資格期間を満たした方が亡くなったときは、亡くなられた方に生活を支えられていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(一定の障がいのある場合は20歳までの間)、遺族基礎年金が支給されます。

ただし、死亡日の属する月の前々月までの期間について、保険料納付済期間(免除期間含む)が3分の2以上または直近1年間に保険料の未納がないことなどの条件を満たすことが必要です。

問い合わせは 保険年金課

(☎22-11118)へ